



岡野恵美の議会通信

2月定例会議 2018年度予算の問題

日本共産党は118件の議案のうち17議案に反対

三重県の一般会計予算（日本共産党討論） 「つけ払い予算」からの脱却を求める

今年度の一般会計予算は、対前年比0.9%減の6968億円と決まりました。昨年10月の水害復興などの前年度補正予算を合わせると7117億円です。

政策的経費（県独自の県民サービス経費）を今年度も削減して対応しますが、それでも、2016年度に企業庁から借りた45億円の今年度返済分15億円は1億円にとどめ、将来の借金返済のための積立金60億円も先送りする異例の財源不足対策をとります。

県の借金残高は1.4兆円で、今年度返済に充てる総額は1182億円、これは毎日3億2000万円を返していることになり、他県に比べてピークが10年遅れています。

三重県財政は、これまで大型公共事業で作った借金や、RDF事業の失敗、産廃不法投棄処理の代執行などが財政を圧迫しているのです。日本共産党は国に追従し、大企業優先の事業を見直すよう求めました。

しかし、来年度も新名神高速道路・東海環状自動車道路などの国直轄事業の県負担は109億円、リニア事業900万円、航空宇宙産業振興予算が並んでいます。

また、海外企業立地や海外富裕層を対象にしたゴルフ客誘致、東京オリンピック・パラリンピック対応と冠をつけた県産物の販路拡大事業なども予算化されています。三重県の農林水産業や中小工業など地域の産業を持続し、真に発展させる予算に組み替える必要があります。

県民の願い一部前進

県民が長年要求してきた子ども医療費助成（一人親・子ども・障がい者）の窓口無料化が児童扶養手当をもらっている未就学児に限定する内容ですが、9月から実現できることになりました。

摩耗した横断歩道標示の塗り替え、スクールカウンセラーの県内全中学校配置、スクールソーシャルワーカー1人増、中学・高校への運動部活動指導員15名の配置もされます。児童相談所も鈴鹿・亀山地区への増設にむけ進んでいます。



国の主要農産物種子法廃止にもなう県条例の作成必要

国会で種子法が廃止され4月から施行されます。国が主要食料を安定的に供給するために築いてきた長年の制度が、民間企業（特に多国籍企業）の参入を許し、特定企業のみ向けの対象にされます。米・麦などの優良な種子の供給が不安定になり、必要な時に手に入らなくなるおそれがあり遺伝子組み換えなど国民の食の安全への影響も懸念されます。

三重県は、他県に学び、県独自の種子を守る条例を作成すべきです。

民泊新法に関する県条例規制は緩すぎ

国のガイドラインは、届け出さえすれば営業が認められるもので、旅館業法より規制が緩くなっています。

三重県では、国より踏み込んだ内容にはなっています。家主がいない投機目的のマンションなどの規制を強化すること

営業禁止日数の拡大や学校・保育所周辺の規制を強化すること

などの点を改善することが必要と考え条例案に反対しました。

民泊

「これまで旅館業法の許可を取得し、農村体験民宿を運営してきた。規制のかなり緩い民泊の新たな法律ができ、困惑している。条例を制定することには理解を示すが、県の条例で制限できる内容は生活環境の悪化等に限定されており、旅館業者が感じる、民泊営業との不均衡を是正できるものではない。既存の条例や運用方法を強化することで、その不均衡を是正できないか」
(県の懇話会で出された意見から)

核兵器禁止条約への署名と批准を国への意見書採択



三重県議会は、3月22日の本会議で、ヒバクシャ国際署名をすすめる三重県民の会（田中茂次郎代表）の「核兵器禁止条約への署名と批准を求める意見書の提出についての請願書（案）」および、意見書を賛成多数で採択し、衆参議長、内閣総理大臣等に送付しました。

請願には日本共産党の2人と草の根運動員がの計3人が紹介議員になりました。

日本共産党と草の根運動員が賛成討論を行い意見書の可決に積極的に協力しました。公明党は、請願は棄権しましたが、意見書には賛成討論を行い賛成しました。新政みえは会派として採択に協力しました。

意見書採択は、岩手県、長野県に続いて全国で3県目です。「唯一の被爆国日本が核兵器禁止条約への参加を検討する意思を表明し、核兵器のない平和な世界の実現に向け、イニシアチブを発揮することが求められています」として署名と批准を国に求めました。

国への意見書は、「旧優性保護法による共済不妊手術を受けた当事者に対する補償等を求める意見書」も可決しました。

県議会議員の定数改正の条例に日本共産党はなぜ賛成したのか？

裏面をお読みください。

5月の議会日程

- 5月11日 代表者会議、議会運営委員会
- 5月15日～17日 代表者会議
- 5月18日 本会議（役員改選）
- 5月22日 代表者会議
- 5月23日～25日 常任委員会（所管説明）
- 5月28日 議会運営委員会
- 5月30日 特別委員会（活動計画）

この通信は一部政務活動費を充てています。

なぜ、議員定数51に賛成したか

1. 減らす為の論議はいけない

住民の代表たる議員の数は、多ければ多い方が良いとは思いません。しかし、住民代表を選ぶ間接民主政治である以上、できる限り多様な意見が反映できる人数が必要です。あらゆる分野から代表が出て、その実態を明らかにし政治や行政に生かしていくことこそ重要です。減らすことが目的の論議は住民の意思をないがしろにするということです。

この間「平成の大合併」のもと、国が予算などの「優遇策」をもって威圧的に市町村合併が進められ、三重県でも69市町村から今や29市町と半分以下の数となり、地方議員の数も2003年(平成15年)11月30日の1122人から2014年(平成26年)4月1日の536人へと、半分以下の48%になっています。

私たち日本共産党県議団は、住民の切実な声や暮らしの要求などが見逃され、政治や行政に届けられなくなっていると心配しています。

定数の大幅削減は、絶大な人気を誇る首長が登場した場合「民主的な独裁」への道をも開きかねません。定数削減にばかりに走る議会改革論は、大きな危うさをはらんでいます。

2. 「1票の格差」と「1人区」

一票の重みは、その一つ一つがとても重いものです。「一票の格差」をできるだけ小さくして公平にすることは大切なことです。

それと同時に、「1人区」はできるだけ回避すべきです。「2」が「1」に減るとするのは、今までバランスをとってきた「もう一方の声」がき消されることになります。

2017年衆院選で小選挙区(1人区)において、自民党が有権者の17%の投票しかなく「下駄をはかせて」圧勝したことが証明しています。

人口が少ない選挙区において1人区にならないよう複数選出できるようにしたうえで、1票の格差が出ないような積み上げ方式で全体を考えるべきです。

実行されなかった
定数45

1票格差
1.66



再決定
定数51

1票格差2.93

いなべ市 議員区 2
桑名市 桑名郡 4
三郷郡 2
四日市市 7
鈴鹿市 4
亀山市 1
津市 7
伊賀市 3
名張市 2



3. 県民にとっての最善とは何か

三重県議会においては、2003年の県議会議員選挙から、定数55人が51人へと、それまで日本共産党が議席を持っていた四日市市・津市・松阪市、あと一步に迫った鈴鹿市で4人削減されました。

定数の多い4人以上の選挙区から1つずつ減らし、1票の格差が拡大し2.64となりました。「本来なら四日市では9人いてもいいところ8人→7人となったのは、日本共産党に議席を与えないようにするという『反共シフト』がしかれたためでもある」と萩原量吉元県議は語っています。

その後、広がった一票の格差解消のために定数議論が再燃し、南部地域で2人区から1人区へ。また合区にして、51人を6人減らして45人とする条例が2014年5月に賛成多数で成立。ただし次の2015年4月の県議選は適用せず、2016年5月の一般選挙から行うとするものでした。また、2015年選挙で当選した新議員で再検討するという付則がつけられました。この条件を付けなければ採決できなかったところに、今回の混迷の根本原因があります。

日本共産党は当時、議席を0にしていたので、議論には加わっていませんでした。前回、前々回の決め方にこそ問題があったのであれば、一度決めたことであっても元に戻し、さらに県民にとっての最善を求めて議論を尽くすべきです。第三者委員会で論議すべきとも提案しています。

